**第15号様式**（第10条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

高知県知事

保有個人情報開示決定第三者通知書

あなた（貴社等）から　　　　年　　月　　日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、開示決定をしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第３項の規定により次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示決定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 開示実施年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 開示決定に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社等）に関する情報の内容 |  |
| 開示決定をした理由 |  |
| 担当課等名等 | 電話番号　　　　　　　　　　内線 |
| 備考 |  |

（教示）

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。